**9inz 会員規約**

**１条［定義］**

本会則によって定める条項は「9inz」(以下 本クラブ)に適⽤されるものとします。

**2条［⽬的］**

本クラブは運動を通じて運動能⼒の向上、⼼⾝の健康の維持・増進を図るとともに会員相互 の親睦並びにQOLの向上を⽬的とします。

**3条［会員制度］**

1. 本クラブは会員制となります。

2. 本クラブに⼊会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく諸契約を締結しなけ ればなりません。

3. 会員の本クラブの諸施設の利⽤範囲、条件及び特典については別に定めます。

4. 会員は、本クラブ諸施設を利⽤する時は、会員証を掲⽰します。

**4条［⼊会資格］**

本クラブの⼊会資格は以下の通りとします。

1. 9inzにおいては別途定める場合を除き年齢満16歳以上または⾼校⽣以上で、本会則に従 う者

2. 本クラブ所定の確認事項の告知により、本クラブ諸施設の利⽤に耐え得る健康状態であることを、 ⾃らの責任のもとに本クラブへ申告した者

3. 第20条各号に該当しない者

**5条［会員資格］**

本クラブへ⼊会を希望する者は、第3条第2項の契約が完了し、規定の料⾦の納⼊により、 利用開始日から会員資格を取得するものとします。

**6条［未成年者の取り扱い］**

未成年者が会員になろうとする時は、その親権者が記入した同意書を提出した上で、申し込むものとする。なお親権者は、法令に定めがある場合を除いて、⾃ら会員となった場合と同様に、本会則に 基づく責任を本⼈と連携して負うものとします。

**7条 ［会員資格譲渡の禁⽌］**

本クラブの会員資格は、本会則に別段の定めのある場合を除き会員に専属するものとし他 に譲渡、貸与等の処分をすることはできません。

**8条 ［⼊会⾦・会費等］**

1. 会員区分に従う⼊会⾦（wellnessバンド発行料・事務手数料含む）会費(以下「会費等」という)は別に定めます。

2. 会員は別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。

3. ⼀旦納⼊した会費等は、本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない。

4. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とする。消費税率改正等がなされる場合、会員 の負担は当該改正等の内容に従い変更される。また、年⼀括払いによる場合、当該改正等が 適⽤される期間に相当する部分の会費等に賦課される消費税等については、会員が当該改 正等の内容に従い負担するものとし、会社の指⽰に従い当該負担を前払いするか、差額を追加で負担とします。

**9条 ［ビジター利⽤］**

1. 本クラブは会員の同伴により会員以外の者(以下ビジター)が本クラブの⼊会を検討して いる者、その他本クラブが認めた者に、本クラブ諸施設を利⽤させることができる。

2. ビジターは、別に定める施設利⽤料を⽀払うものとします。

**10条［休会］**

1. 会員は、各⽉の 10 ⽇までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌⽉から 休会することができます。10⽇を過ぎた場合は翌々⽉扱いになります。

2. ⼀回の届出による休会期間は 1〜6ヶ⽉までとし、休会費は本クラブの定める⾦額とし ます。休会最終⽉の10 ⽇までに休会期間の延⻑を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延⻑可能です。(最⻑1回につき、連続1年間まで)

3. 休会期間を経過すると復帰になります。

4. 滞納がある場合は完納いただきます。

**11条 ［退会］**

会員は、各⽉の10⽇までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その⽉末限り で退会することができます。滞納がある場合は完納いただきます。電話等⼝頭での退会は受け付けておりません。10 ⽇を過ぎた 場合は、翌⽉末⽇扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費⽀払い義 務は発⽣するものとします。退会後 3ヶ⽉以内の再⼊会の場合は、⼊会金を半額とさせて頂きます。(※wellnessバンド所持の場合のみ)

**12条 ［コース変更］**

会員が本クラブの会員種別、オプション等を変更する場合は、変更届を変更希望⽉の前⽉10

⽇迄にwellnessバンドを持参の上、所定の⼿続きを⾏なければなりません。

**13条 ［遺失物、忘れ物、放置物］**

1. 会員が本クラブの利⽤に際して⽣じた紛失については、原則として、会員各⾃の⾃⼰責任 とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。

2. 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ⽉間保管した後に処分させていただきます。 (衛⽣上問題のあるもについては処分させていただきます)

**14条［諸規則の遵守］**

1. 会員は本クラブ諸施設利⽤にあたり、本会則、⼊会のしおり記載事項、その他館内諸規則を遵守しなければなりません。

2. 会員は、本クラブの施設内および周辺において、次の各号に該当する⾏為を⾏なってはならないものとします。

①酒気を帯びての⼊館

②他の会員の諸施設利⽤を妨げる⾏為

③施設スタッフの指⽰に反する⾏為

④他の会員を含む第三者(以下「他の⽅」)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷す る⾏為

⑤他の⽅や施設スタッフを殴打したり、⾝体を押したりする等の暴⼒⾏為

⑥⼤声、奇声を発したり、他の⽅や施設スタッフの⾏く⼿を塞いだり、唾を吐いたりする等 の威嚇⾏為や迷惑⾏為。

⑦物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他の⽅や施設スタッフが恐怖・畏怖・困惑 を感じる危険⾏為や迷惑⾏為

⑧本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や持ち出し

⑨他の⽅や施設スタッフを待ち伏せしたり、あとをつけたり、みだりに話しかけたりする等 の⾏為

⑩正当な理由なく、⾯談、電話、その他の⽅法で施設スタッフを拘束・束縛する等の迷惑⾏ 為

⑪痴漢、覗き、露出等の違法⾏為や迷惑⾏為

⑫刃物など危険物の施設内への持ち込み

⑬物品販売や営業⾏為、⾦銭の貸借、勧誘⾏為、政治活動、署名活動

⑭⾼額な⾦銭、貴重品の施設内への持ち込み ⑮動物の施設内への持ち込み ⑯本クラブの秩序を乱す⾏為

⑰その他、法令または公序良俗に反する⾏為、本クラブが会員としてふさわしくないと認め る⾏為

3. 会員が前各項のいずれかに違反した場合、本クラブはその会員を退館させることができます。

4. ビジターは、第9条により本クラブ諸施設を利⽤する際、前各項に基づき負担する義務と同⼀の義務を負うものとします。

**15条［損害賠償責任免責］**

1. 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、本クラブはその損害賠償の責を負いません。

2. 本クラブ内で発⽣した盗難、傷害その他については、それが本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブは責任を負わないものとします。

3. 本クラブ間に⽣じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、本クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負いません。

**16条［会員等の損害賠償責任］**

会員の責に帰する事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償 の責を負うものとします。

**17条［会員資格損失］**

会員は、次の場合⾃動的に会員資格を喪失します。

①退会

②死亡または法⼈の解散

③クラブが閉鎖した時

**18条 ［規約退会］**

会員が次の各号に該当する場合、本クラブはその会員を本クラブから強制的に退会させる ことができます。

①本クラブの諸規約を遵守しないとき。

②クラブ内外に関わらず、法令、条例、または公序良俗に反する⾏為をし、クラブ運営に影 響が⽣じうると判断されたとき。

③会費等の⽀払いを怠った場合 ④前各号の他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めた場合 また、規約退会となった方は9inzへの再入会はできません。

**19条［クラブ施設の⼀時的閉鎖、⼀時的休業］**

次の場合本クラブは、本クラブ諸施設の全部⼜は⼀部の閉鎖、若しくは休業をすることがで きます。第④号または第⑤号を除き、1週間前までにその旨を告知します。

①定期休業等による場合

②本クラブが特別⾏事を開催する場合

③施設の増改築、改修、改装、修繕⼜は点検により⽌むを得ない場合

④気象災害、その他外因的事由により、その災害が全員に及ぶと会社が判断した場合

⑤前各号の他、施設の安全上、その他重⼤な事由によりやむを得ない場合

**20条［利⽤の禁⽌］**

次の各号に該当する者の施設利⽤はこれを禁⽌します。

①暴⼒団関係者、その他反社会勢⼒構成員

②刺⻘のある者。但し、別途本クラブが定める基準に従い、本クラブが認める場合を除く

③伝染病、その他、他の⽅や施設スタッフに伝染または感染する恐れのある疾病を有する者 ④⼀時的な筋⾁の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する者

⑤判断能⼒・⾝体能⼒の⽋如・不⼗分、疾病などにより施設を⼀⼈で利⽤できないと本クラ ブが判断した場合

⑥医師から運動または⼊浴を禁じられている者

⑦妊娠している者(マタニティプログラムは除く)

⑧本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが判断した者

⑨過去に本クラブより強制退会の通知を受けた者⼜は本クラブ以外の会員制スポーツクラ ブ等より強制退会等の通告を受けた者。但し、別途本クラブが認める場合を除きます

⑩前各号の他、正常な施設利⽤ができないと本クラブが判断した者

2.会員は、前項各号に該当し、または該当する可能性が⽣じた場合、直ちに本クラブに届け 出るものとします。

3.前項の届出を怠った為、会員が事故を起こし、あるいは損害を被った場合には、本クラブ はその責を負いません。

**21条［変更事項の届出］**

1. 会員は⼊会申込書等に記載した内容に変更があった場合、速やかに本クラブにおいて所定の⼿続きをもって変更をしなければなりません。

2. 本クラブの会員への諸通知等は、会員から届出があった最新の連絡先宛に⾏うものとし、 その発送をもって効⼒を有するものとし、未着⼜は延着等となっても発信後の責を負いま せん。

**22条［諸会費の変更］**

本クラブは、第8条に基づいて会員が負担するべき会員費を、変更することができます。但 し、会費については2ヶ⽉前までに会員に告知するものとします。 2.前項の告知は、会員が本クラブに届出た連絡先に通知し、かつ本クラブ施設内の所定の掲⽰場所に掲⽰することにより⾏うものとします。

**23条［会則の改定］**

本クラブは、必要に応じて会則等の改定を⾏うことができる。尚、改定した会則等の効⼒は 全会員に及ぶものとします。 2.本クラブは、会則等の改定を⾏うときは、 1ヶ⽉前までに本クラブ施設内に掲⽰し、且つ、本クラブのウェブサイトへ掲載することにより、これを会員に告知するものとします。